

# 令和2年度 第10回庁議要旨

日時：令和2年8月25日（火）

午前8時30分～午前9時30分

会場：防災センター

## [審議事項]

### 1 国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証の一体化並びに被保険者証更新期間の変更について (健康部)

国民健康保険の被保険者で70歳以上の者に交付する高齢受給者証について、携帯に不便であるとの行政相談を受けた総務省行政評価局は、厚生労働省に対し被保険者証との一体化を推進すべきとのあつせんを行い、平成30年7月に厚生労働省は国民健康保険法施行規則の一部を改正し、一体型被保険者証の様式例を示すとともに、各都道府県に対し管内市町村への周知及び支援を依頼した。

被保険者証と高齢受給者証を一体化することにより、被保険者の利便性を高めるとともに、一体化実施のために各証の更新期間及び更新時期を統一し、更新に係る業務の効率化を図るもの。

#### (1) 主な内容

令和3年7月31日に有効期限を迎える高齢受給者証の更新に合わせ、一体型被保険者証に切り替えるのに伴い、下記について見直しを行う。

##### ① 被保険者証の更新期間

高齢受給者証は、所得等に応じ2割又は3割の一部負担金負担割合を判定するため、1年ごとに更新を行うが、一体化に当たり被保険者証の更新についても高齢受給者証の1年ごとに統一する必要があるため、石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正を行う。

改正後	現行
(被保険者証の更新) 被保険者証の更新は、 <u>1年ごと</u> に行うものとする。ただし、特に更新する必要を認めたときは、この限りでない。	(被保険者証の更新) 被保険者証の更新は、 <u>2年ごと</u> に行うものとする。ただし、特に更新する必要を認めたときは、この限りでない。

##### ② 被保険者証の更新時期

高齢受給者証に合わせ毎年7月31日とする。

なお、本年9月30日に有効期限を迎える被保険者証は有効期間を10か月として更新発行する。

##### ③ 高齢受給者証のカード化

これまでB7版であった高齢受給者証を、被保険者証と一体化することによりカード化する。

(2) 今後の予定

- 令和2年9月 石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正（公布の日から施行）  
市ホームページにて周知  
被保険者証更新（有効期間を10か月とし、その旨を記載したチラシを封入）
- 10月 市報にて周知
- 令和3年7月 一体型被保険者証の交付

2 石巻市下水道事業受益者負担金等の減免拡充について（建設部）

東日本大震災の被災者への支援策として、防災集団移転促進事業造成地等へ移転する防災集団移転対象者等に対して下水道事業受益者負担金等を減免している。一方、被災市街地復興土地区画整理事業で整備された既成市街地4地区（新門脇、下釜第一、中央一丁目、中央二丁目）のうち特に新門脇、下釜第一地区は宅地に見込まれる区画のうち建物が建設された区画は2～3割程度である。

被災市街地復興土地区画整理事業によって整備された既成市街地の下水道受益者負担金を減免し、住家等の再建の促進を図るもの。

(1) 主な内容

被災市街地復興土地区画整理事業で整備された既成市街地4地区（新門脇、下釜第一、中央一丁目、中央二丁目）における下水道事業受益者負担金を全額減免する。

（対象地区名） 新門脇地区、下釜第一地区、中央一丁目地区、中央二丁目地区

（減免理由） 既成市街地における住家等の再建促進

<参考：現在の減免対象者>

① 防災集団移転促進事業造成地及び新市街地への防災集団移転者

（対象団地）

- ・防集団地：月浦、間垣、河北、釜谷崎、にっこり、鮎川、十八成浜（7地区）
- ・新市街地：新蛇田、新蛇田南、あけぼの北、新渡波、新渡波西（5地区）

（減免理由）

- ・移転する被災者の生活再建支援

② 都市計画道路整備事業等に係る移転者

（対象者）

- ・石巻駅前周辺地区の津波防災拠点市街地形成施設事業等（ささえあいセンター等）
- ・都市計画道路整備事業（釜大街道線等）

（減免理由）

- ・事業の円滑な推進と移転世帯に対する支援

③ 産業系既成市街地の用地所有者

（対象団地）

- ・上釜南部、下釜南部（災害危険区域）

（減免理由）

- ・災害危険区域における事業地の土地利用促進

(2) 今後の予定

令和2年8月 被災市街地復興土地区画整理事業用地（既成市街地4地区）の下水道事業受益者負担金の減免決定  
9月 用地所有者へ通知

3 字の区域を新たに画すること及び字の区域の変更について（河北総合支所・産業部）

ほ場の効率化、高度利用化を図り生産性を向上させるため、宮城県東部地方振興事務所が事業主体となり、平成26年から二俣南地区を対象に土地改良事業（農地整備事業）が実施されている。今般ほ場が大区画に整備されたことに伴い、区画が変更され字界が不明確となる状況となっている。

土地改良事業により従来の区画が変更されたことから、新たに字の区域を設定し、対象農地を編入するもの。

(1) 主な内容

事業区域内の石巻市東福田字小谷地ほか22の字の全部、一部の区域を、施行した土地の形状に合わせて、新たな字の区域に変更するもの。詳細は別紙のとおり。

(2) 今後の予定

令和2年9月 市議会第3回定例会に字の区域を新たに画すること及び字の区域を変更することについて提案  
令和3年3月 換地計画確定

[報告事項]

1 町の区域を新たに画すること及び住居表示の廃止について（上釜南部地区）（一部変更）  
（復興政策部）

石巻市上釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業により、区域内の道路が新たに整備されたことから、道路の形状に合わせ、町界の変更及び住居表示の変更が必要となった。

土地区画整理事業により整備された土地の形状に合わせて、町の区域を新たに画するとともに、住居表示を廃止し、地番を整理することにより分かりやすい住所に変更し、住民の利便性の向上を図るもの。

(1) 主な内容

住居表示に関する条例における実施区域について、新たな字界と旧字界の筆界及び地番が記載された実施予定区域図において突合した際に、一部修正箇所が判明し、下記のとおり変更しようとするもの。

(正)

新たに画する町名	左の区域に包含される区域
	町・字名
<small>しんだてみなみ</small> 新館南	門脇字中島の全部及び中浦二丁目、新館二丁目、中屋敷二丁目、門脇字鷺塚、中島町、重吉町の各一部
<small>うらやしきみなみ</small> 浦屋敷南	中屋敷二丁目、門脇字浦屋敷、門脇字捨喰、門脇字鷺塚、門脇字下鷺塚、重吉町の各一部
<small>みょうじんみなみ</small> 明神南	門脇字捨喰、門脇字明神、門脇字鷺塚、門脇字下鷺塚、重吉町の各一部

(誤)

新たに画する町名	左の区域に包含される区域
	町・字名
<small>しんだてみなみ</small> 新館南	新館二丁目、中屋敷二丁目、 <u>門脇字中島</u> 、門脇字鷺塚、中島町、重吉町の各一部
<small>うらやしきみなみ</small> 浦屋敷南	中屋敷二丁目、門脇字浦屋敷、門脇字捨喰、門脇字鷺塚、門脇字下鷺塚、重吉町の各一部
<small>みょうじんみなみ</small> 明神南	門脇字捨喰、門脇字明神、門脇字鷺塚、門脇字下鷺塚、重吉町の各一部

(2) 今後の予定

令和 2年9月 市議会第3回定例会に「町の区域を新たに画すること」及び「住居表示実施区域の変更」について議案を提出

令和 3年1月 街区符号及び住居番号の廃止の告示  
住民への説明

3月 新住所の施行（区画整理換地処分と同日とする。）

## 2 石巻広域圏の消防署所における新型コロナウイルス感染症予防対策事業の実施について

(総務部)

新型コロナウイルス感染の収束が見通せない状況から、石巻広域圏の消防署所における感染拡大への予防を徹底するために必要な資機材等を配備する必要がある。

消防署所の感染症予防対策を徹底するとともに、感染症に対応した搬送機材等を配備することにより圏域の救急体制の充実を図る。

(1) 主な内容

石巻圏域の消防署に感染拡大の予防を徹底するための資機材等を配備する。

【消耗品】 救急隊出動時に着用する感染防止衣（上下）、飛沫感染防止用のフェイスシールド  
接触感染防止用の非接触型体温計

【医療材】 陽性患者対応用N95マスク、接触感染防止用のディスポグローブ

【借上】 2名で一組を兼用使用していた寝具を1名が専用で使用するための寝具リース

【備品購入】 陽性患者や濃厚接触者を隔離して搬送するための機材（アイソレーター）

(2) 今後の予定

令和2年12月 石巻地区広域行政事務組合議会において負担割合確定  
市議会第4回定例会に、関係補正予算案について提案

3 高齢者等に対するインフルエンザ定期予防接種に係る自己負担額の無料化について（健康部）

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染拡大の傾向にあり、中高年層の感染者が徐々に拡大し、重症者が増加することで、地域の医療提供体制への負担が懸念されている。

高齢者等の重症化予防とともに、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の流行の重複を避け、地域の医療機関にかかる負担を軽減することを目的として、高齢者等を対象としたインフルエンザ定期予防接種の接種率向上を図る。

(1) 主な内容

本年度に限り、定期接種として高齢者等を対象に実施している季節性インフルエンザの予防接種の自己負担額（1,500円）を無料とする。

① 対象者

予防接種の対象となる高齢者は、市内に住所を有する者で、次のいずれかに該当する者とする。

ア 65歳以上の者

イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常  
生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫  
の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

② 接種期間

令和2年10月1日から令和3年1月31日まで

③ 予防接種の実施及び回数

予防接種を希望する対象者に行うものとし、予防接種の回数は、対象者1人につき同一年度  
内に1回とする。

④ 接種場所及び接種方法

市長が指定する医療機関とし、予防接種を希望する対象者は、実施医療機関と連絡をとり、  
接種を受けるものとする。

(2) 今後の予定

令和2年9月 第3回定例会に関係補正予算案を提案

石巻市インフルエンザ予防接種実施要綱の一部改正（告示の日から施行）

市報への掲示、市ホームページ等による周知

医療機関等にはポスター、チラシを活用し広報

#### 4 (仮称)石巻市健康づくりパーク(パークゴルフ場)の設置について(一部変更)(健康部)

東日本大震災の津波被害により災害危険区域の指定を受けた低平地の土地利用に関して、雄勝、北上、牡鹿地区において、地元管理による広場等の整備への住民要望の高まりを受けて、地域住民の健康増進とコミュニティの醸成を目的とした土地利用を目指すこととなった。

渡波地区においても地元住民が気軽に運動できる施設整備の要望が寄せられていた。

また、河川敷の有効活用について河北地区において検討が進められていた。

低平地等の有効活用として、河北、雄勝、北上、牡鹿地区及び渡波地区にパークゴルフができる健康づくりパークを整備し、地元住民の施設管理により高齢者等の健康増進や地域コミュニティの一体感の醸成を図る。

##### (1) 主な内容

(仮称)石巻市健康づくりパークを以下のとおり設置する。

##### ① 施設の所在等

名 称	所 在 地	整備概要	備 考
(仮称)石巻市渡波地区健康づくりパーク	石巻市渡波字浜曾根山地内	39,000 m <sup>2</sup> 27 ホール	渡波中・女子商公共用地跡地
(仮称)石巻市河北地区健康づくりパーク	石巻市中島字川前畑一番地先河川敷	12,000 m <sup>2</sup> 18 ホール	北上川河川敷(左岸堤防敷)
(仮称)石巻市雄勝地区健康づくりパーク	石巻市雄勝町雄勝字味噌作地内	16,000 m <sup>2</sup> 18 ホール	低平地 災害危険区域
(仮称)石巻市北上地区健康づくりパーク	石巻市北上町十三浜字菖蒲田地内	22,000 m <sup>2</sup> 18 ホール	低平地 災害危険区域
(仮称)石巻市牡鹿地区健康づくりパーク	石巻市鮎川浜湊川地内	20,000 m <sup>2</sup> 18 ホール	低平地 災害危険区域

##### ② 運営方法

- ア 管理運営 公園愛護会方式による地元利用者団体等への一部業務委託を想定
- イ 利用期間 1年を通じて利用できる。
- ウ 使用料 無料

##### (2) 今後の予定

令和2年 9月 市議会第3回定例会に(仮称)石巻市渡波地区健康づくりパーク条例の制定について提案。

※ 施行日は公布の日から起算して3年を超えない範囲において規則で定める。

※ 今回は渡波地区のみを条例に位置付けし、その他の4地区は今後の工事等を踏まえ、その進捗に応じ(仮称)石巻市健康づくりパーク条例を制定し、その中に(仮称)渡波地区健康づくりパーク条例を取り込み順次改正していく予定。

河北地区実施設計予定

令和2年10月	渡波地区用地取得申請予定（林野庁）
令和2年11月	雄勝、北上、牡鹿地区整備工事予定
令和3年10月	雄勝、北上、牡鹿地区供用開始予定
令和4年4月	河北地区供用開始予定

## 5 福祉部門における新型コロナウイルス感染症対策事業の実施について（福祉部）

新型コロナウイルス感染症が長期化し、収束が見通せないことから、福祉関係施設における感染拡大防止対策や、被災者生活支援サロン活動団体及び重症化リスクの高い障害者の感染対策を講じるとともに、新生児を抱える世帯の生活の負担を軽減する必要がある。

福祉関係施設における感染拡大防止対策、高齢者や障害者等に対する感染対策及び新生児を抱える世帯への支援を行い、コロナ禍においても安全かつ安心な生活を確保することを目的とする。

### (1) 主な内容

#### ① 福祉関係施設感染防止対策事業

- ア 総合福祉会館感染防止対策事業
- イ 老人福祉施設感染防止対策事業
- ウ 障害児通所施設感染防止対策事業
- エ 子育て支援施設感染防止対策事業
- オ 私立認可保育所感染防止対策事業
- カ 地域型保育所感染防止対策事業
- キ 公立保育所感染防止対策事業
- ク 公立こども園感染防止対策事業
- ケ 放課後児童クラブ感染防止対策事業

公共施設における手洗い自動水栓化工事を実施するとともに、認可保育所等に対し自動水栓化に必要な経費を補助するもの。また、各施設へ非接触型体温計やアルコール消毒液、パーテーションを整備し、感染防止対策を図るもの。

#### ② 被災者生活支援団体感染対策事業

被災者生活支援サロン活動団体必需物品配布事業

被災者の引きこもりや孤立防止のため活動しているサロン団体に対し、アルコール消毒液等を配布し、感染対策を図るもの。

#### ③ 障害者感染対策事業

障害者マスク配布事業

感染時の重症化リスクが高い呼吸器障害、腎臓障害を有する方にマスクを支給し、感染対策を図るもの。

#### ④ 子育て世帯支援活動事業

新生児臨時特別定額給付金給付事業

新生児を抱える世帯への支援として、支給対象者に対し、新生児臨時特別定額給付金を支給するもの。

※各事業の詳細は別紙のとおり。

(2) 今後の予定

令和2年9月 市議会第3回定例会に、関係補正予算案について提案  
9月以降 感染拡大防止対策消耗品、備品及び工事の発注、整備  
補助金及び給付金に係る関係要綱の制定  
新生児臨時特別定額給付金については、市ホームページ及び市報により周知、  
並びに対象者へ通知

6 住居確保給付金支給事業における算定家賃額の変更について（福祉部）

生活保護に至る前段階の自立支援策の強化及び相談に至っていない潜在的困窮者に対する包括的支援を図るため、平成27年4月より生活困窮者自立支援法が施行されており、本市でも住居確保給付金の支給を実施している。

今般国では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響をはじめとした経済社会情勢の変動等により、収入が減少し家計が苦しくなった困窮者の状況等を鑑み、本年7月に生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正し、住居確保給付金の算定家賃額を、生活保護の「住宅扶助特別基準額」から「実際の家賃額」に変更した。

国の改正を踏まえ本市の住居確保給付金の算定家賃額を変更することにより、実態に即した支援となることから、対象困窮世帯の実家賃負担の軽減が図られる。

(1) 主な内容

石巻市生活困窮者住居確保給付金の算定家賃額（※1）を、生活保護の住宅扶助特別基準額から実際の家賃額に変更する。

（例）3人世帯で実際の家賃額が66,000円であり、世帯収入額が基準額（※2）を超えて収入基準額（※3）以下の場合の算定家賃額

変更前月額：53,000円 ⇒ 変更後月額：66,000円 差額：13,000円の増  
（住宅扶助特別基準額） （実際の家賃額）

なお、本年6月分の住居確保給付金の支給を受けた方については、当該月分が含まれる支給期間中（3か月を上限とする）の住居確保給付金についても本変更を令和2年4月分から遡及適用し、差額分を支給する。

（※1）変更後の算定家賃額＝実際の家賃額－（世帯収入額－基準額）

（※2）基準額＝（市民税均等割非課税所得額＋給与所得控除額）×1／12

（※3）支給決定するための収入要件（基準額＋住宅扶助特別基準額）

(2) 今後の予定

令和2年 9月 石巻市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱の一部改正  
（公布の日から施行、4月支給分から遡及適用）



## 7 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う林業事業者への支援の実施について（産業部）

新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動全体が停滞し、各資材調達や現場施工が制約される等、県産材需要の大宗を占める住宅産業に影響が発生し、木材産業においては合板や製材品の需要の急激な減少と、これに伴う丸太需要も減退しており、林業（素材生産）現場において販路を失った丸太が中間土場や市場等に滞留し、事業の継続に大きな影響が生じている。

このことから、県においても、製材用及び合板用丸太を他用途販売促進した場合、価格差の1/3を助成している。

素材生産業者等の事業実施主体の事業を継続できるよう、滞留している丸太の流通再開に要する経費を支援し、丸太の流通の回復を図るため、県補助事業に嵩上げ補助を実施する。

### (1) 主な内容

市内に所在する森林組合や林業事業者等が、石巻市産製材用丸太と合板用丸太をやむを得ず、チップ用丸太等として流通させた場合の価格差の一部を助成する。

（補助率 1/3、補助上限額 2,000 円/m<sup>3</sup>）

製材用・合板用（影響前）	6,940,323 円
チップ用（影響後）	4,931,303 円
差額（影響額）	2,549,020 円
助成額	2,549,020 円×1/3≒850,000 円

### (2) 今後の予定

令和2年9月 市議会第3回定例会に、関係補正予算案について提案

令和3年1月 補助金交付申請受付

補助金交付

## 8 新型コロナウイルス感染症対策としての公園衛生環境整備及び地場産材を使用した公園休憩施設整備について（建設部）

本市の多くの都市公園には工事中仮設タイプのトイレが設置されており、和式で手洗い器も無く、衛生環境に問題がある状況である。

また、石巻市総合運動公園こども広場については、平成31年3月の供用開始以来、県内でも有数の大型複合遊具が整備され、自由に遊べる芝生エリア等もあることから、多種多様な遊び空間として多くの親子連れなどで賑わっているが、遊具付近にベンチ等の休憩施設が不足している状況であり、休憩施設整備が望まれている。同じくあゆみ野近隣公園や北北上運河の水と緑と子供たちの広場においても休憩施設整備が望まれている。

新型コロナウイルス感染症対策として、利用率の高い公園内のトイレを洋式化するとともに、新たに自動洗浄手洗い器・換気窓設備を有したトイレを設置し、園内の衛生環境の向上を図る。

また、石巻市総合運動公園こども広場及びあゆみ野近隣公園、水と緑と子供たちの広場に、地場産材を活用した休憩施設を整備することにより、公園のストック効果の向上及び地域産業の振興を目的とする。

(1) 主な内容

① 公園衛生環境対策事業

- ・ユニットトイレ設置 16公園（洋式便座×2・自動洗浄手洗い器・換気窓設備）
- ・既設トイレ解体 16公園

② 石巻市都市公園休憩施設整備事業

- ・平石張舗装 127㎡（稲井石利用）
- ・石材縁石 80m（稲井石利用）
- ・ベンチ・テーブル等 40基（宮城県産木材を加工した材料を座板等に利用）
- ・パーゴラ 3棟
- ・四阿 3棟（宮城県産木材を利用）

(2) 今後の予定

- 令和2年 9月 市議会第3回定例会に関係補正予算案について提案  
10月 各工事等入札発注  
令和3年 3月 各工事等完了

9 令和2年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について（教育委員会）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」ものとなっており、本市では、平成20年度から、震災直後の平成23年度を除き毎年実施している。

点検及び評価の実施に当たっては、学識経験者の知見の活用を図るものとされており、3名の学識経験者を選任し、意見聴取を行っている。

意見聴取した結果を報告書としてとりまとめ、公表することによって、市民に対する教育行政の説明責任を果たすとともに、適正かつ効率的な教育行政の運営に資することを目的とする。

(1) 主な内容

令和元年度に実施した「石巻市教育振興基本計画実施計画」の掲載事業から、将来に渡り長期的に継続していくべき事業、子どもの安全・安心のため重点的に取り組むべき事業として、学校教育分野で9事業、社会教育・保健体育分野で3事業の合計12事業を選定し、点検及び評価を実施した。

点検・評価の実施方法

- ① 教育委員会各課において、対象事業における実施状況、成果等の自己点検及び評価を行う。
- ② 学識経験者から意見を聴取し、報告書としてとりまとめる。
- ③ 教育委員会定例会にて審議後、報告書を議会へ提出、市ホームページに掲載する。

(2) 今後の予定

- 令和2年9月 市議会第3回定例会に報告書を提出、市ホームページへ掲載

## 10 教育施設における新型コロナウイルス感染症対策事業の実施について（教育委員会）

新型コロナウイルス感染症が長期化し、収束が見通せないことから、学校施設や社会教育・体育施設における感染拡大防止対策を講じる必要がある。また、市立桜坂高等学校については、夏季開校に向けた学習環境の改善を図る必要がある。

学校施設や社会教育・体育施設における感染拡大防止対策を講じることにより、感染拡大を未然に防止する。また、市立桜坂高等学校の空調設備を設置することにより、夏季開校に向けた学習環境の改善を図る。

### (1) 主な内容

#### ① 学校施設の手洗い水栓の自動水栓化

小・中・高等学校、幼稚園の校舎内廊下共用手洗い場の手洗い水栓の半数程度とトイレの手洗い水栓の全数を自動水栓化する。

#### ② 市立桜坂高等学校の普通教室等へのエアコン整備

普通教室15室と家政系の授業で使用する被服室、社会人講師による着付けや茶道・礼法指導などの品格教育の授業で使用する作法室にエアコンを整備する。

#### ③ 石巻市総合体育館へのドーム型AIサーマルカメラの導入

施設入り口等に温度測定精度の高いドーム型AIサーマルカメラを設置し、モニター越しに発熱者を検出し、感染疑いのある者について施設利用やイベント参加に係る施設入場を制限する。

#### ④ 石巻市総合体育館への網戸設置

体育館内5箇所（1階：事務所、幼児体育室 2階：トレーニング室、会議室、応接室）に換気のため網戸を設置する。

#### ⑤ 石巻市複合文化施設（まきあーとテラス）へのドーム型AIサーマルカメラの導入

施設でのイベント等への入場受付時に来場者に発熱者がいないかのチェックを行うため、温度測定精度の高いドーム型AIサーマルカメラを導入する。

※各事業の詳細は別紙のとおり。

### (2) 今後の予定

令和2年	9月	市議会第3回定例会に、関係補正予算案について提案
	10月以降	各業務入札発注
	11月	総合体育館へのドーム型AIサーマルカメラ導入及び網戸設置完了
令和3年	1月～3月	自動水栓設置工事
	2月	複合文化施設へのドーム型AIサーマルカメラの設置完了

### 【その他】

特に無し

以上